

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第72期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

クラリオン株式会社

法令及び当社定款第13条の規定にもとづき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.clarion.com>）に掲載することにより、株主の皆様に提供している
ものです。

第72期 連結注記表

平成23年4月1日～平成24年3月31日

クラリオン株式会社

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 ……………20社

連結子会社は、クラリオンアソシエ(株)、クラリオンセールスアンドマーケティング(株)、クラリオンニュファクチャリングアンドサービス(株)、Clarion Corporation of America、Electronica Clarion, S.A. de C.V.、Clarion Europe S.A.S.、Clarion Hungary Electronics Kft.、Clarion (H.K.) Industries Co., Ltd.、Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.他 11 社であります。

なお、前連結会計年度において、非連結子会社でありました Siam CM Electronics Co., Ltd. (現 Clarion Asia (Thailand) Co., Ltd.) は株式の追加取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、Zandiant Technologies, Inc. は、当連結会計年度において Clarion Corporation of America と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の数…………… 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数…………… 該当ありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数…………… 1 社

持分法を適用した関連会社は、Clarion (Malaysia) Sdn., Bhd. 1 社であります。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数…………… 該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、連結子会社のうち、決算日が12月31日であったClarion (H.K.) Industries Co., Ltd.、Clarion do Brasil Ltda. は、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っておりましたが、当連結会計年度において、決算日を3月31日に変更したことにより、当連結会計年度は、平成23年1月1日から平成24年3月31日までの15ヶ月間を連結しております。

また、従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であるElectronica Clarion S.A. de C.V.、Ultra Industrial S.A. de C.V.、Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.、Xiamen Clarion Electrical Enterprise Co., Ltd. につきましては、同日現在の計算書類を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っておりましたが、より適切な経営情報を把握するために連結決算日における仮決算の検討を進めた結果、実務上の対応が可能となったため、当連結会計年度より、連結決算日における仮決算による計算書類にて連結する方法に変更しております。この変更により、当連結会計年度は平成23年1月1日から平成24年3月31日までの15ヶ月間を連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ ……………時価法

③ た な 卸 資 産

商品及び製品、原材料、仕掛品……………当社及び国内連結子会社は、総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

在外連結子会社は主として先入先出法による低価法

貯 蔵 品 ……………主として最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有 形 固 定 資 産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、工具、器具及び備品の一部(金型)については定額法。在外連結子会社は定額法。

② 無 形 固 定 資 産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法。但し、のれんについては10年間で均等償却、自社利用のソフトウェアについては、利用見込期間(5年)に基づく定額法。在外連結子会社は定額法。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

主として金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

主として従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 退 職 給 付 引 当 金

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、当社及び国内連結子会社の数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しており、過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)で均等償却しております。

④ 製品保証引当金

主として製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額（執行役員分を含む）を計上していましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴い当総会終結時までの在任期間に対する要支給額を上限とする役員退職慰労金の打切り支給が承認可決され、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に一任いただいております。このため、打切り支給承認に基づく要支給額を計上しております。

（４）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 為替予約取引
- ・ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

通常業務を遂行する上で外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で取引予定額に基づき為替予約取引を使用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段（為替予約）との関係が直接的であるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

（５）消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

５．のれんの償却に関する事項

中米連結子会社に対するのれんは、20年間で均等償却しております。

６．連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物……………	306百万円
工具、器具及び備品……………	0百万円
土地……………	89百万円
計……………	396百万円

担保提供資産に対応する債務

短期借入金……………	41百万円
長期借入金……………	173百万円
計……………	215百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物……………	10,587百万円
機械装置及び運搬具……………	11,182百万円
工具、器具及び備品……………	26,312百万円
リース資産……………	1,434百万円

3. 土地の再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法」、同条第4号に定める「当該事業用土地について地価税第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法」及び同条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」によっております。
- ・再評価を行った年月日…………… 平成13年3月31日
- ・土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…………… △1,300百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式総数

普通株式	282,744,185株
------	--------------

2. 配当に関する事項

当連結会計年度において配当はありません。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や親会社借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で保有し、設備資金や短期的な運転資金は銀行借入や親会社借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを軽減する目的で取引予定額等に基づき為替予約取引を使用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを軽減する目的で取引予定額等に基づき為替予約取引を使用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、そのほとんどが2年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスクの管理）

当社は、債権管理基準に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理基準に準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手がいずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスクの管理）

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、経営会議に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,611	11,611	-
(2) 受取手形及び売掛金 ※ 1	30,500	30,500	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,223	1,223	-
(4) 支払手形及び買掛金	(32,153)	(32,153)	-
(5) 短期借入金	(621)	(621)	-
(6) 未払金	(7,534)	(7,534)	-
(7) 長期借入金	(40,423)	(40,423)	-
(8) デリバティブ取引 ※ 2	(197)	(197)	-

※ 1 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※ 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

※負債に計上されているものは（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については変動金利を適用しており、一定期間ごとに金利が更新される条件になっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

時価の算定方法は先物為替相場によっております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 267百万円)は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額……………	58.12円
一株当たり当期純利益……………	26.71円

第72期 個別注記表

平成23年4月1日～平成24年3月31日

ク ラ リ オ ン 株 式 会 社

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価方法 …… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、工具、器具及び備品の一部（金型）については定額法。

②無形固定資産（リース資産を除く）

のれんは10年間で均等償却。

自社利用のソフトウェアについては、利用見込期間（5年）に基づく定額法。

その他の無形固定資産については、法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法。

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資損失引当金

関係会社株式の実質価値の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。なお、同引当金3,690百万円は、貸借対照表上、関係会社株式から直接控除しております。

③賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は発生の翌事業年度より従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しており、過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）で均等償却しております。

⑤製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。

⑥役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給額（執行役員分を含む）を計上しておりましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴い当総会終結時までの在任期間に対する要支給額を上限とする役員退職慰労金の打切り支給が承認可決され、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に一任いただいております。このため、打切り支給承認に基づく要支給額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 為替予約取引
- ・ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ヘッジ方針

当社の通常業務を遂行する上で外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で取引予定額に基づき為替予約取引を使用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段（為替予約）との関係が直接的であるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	6,476百万円
構築物	753百万円
機械及び装置	3,285百万円
車両運搬具	63百万円
工具、器具及び備品	17,557百万円
リース資産	1,399百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	22,695百万円
長期金銭債権	484百万円
短期金銭債務	13,683百万円
長期金銭債務	20,000百万円

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法」及び同条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」によっております。
- ・再評価を行った年月日…………… 平成13年3月31日
- ・土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△ 1,301百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	52,086百万円
仕入高	41,737百万円
営業取引以外の取引高	1,393百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

有価証券評価損	3,009百万円
繰越欠損金	4,528
退職給付引当金	2,870
たな卸資産評価損	129
投資損失引当金	1,402
外国税額控除	121
未払費用	713
賞与引当金	493
製品保証引当金	7
未払事業税等	46
未払金	421
役員退職慰労引当金	73
たな卸資産低価法評価減	64
一括償却資産	15
減価償却超過額	87
貸倒引当金	55
その他	64
繰延税金資産小計	14,106
評価性引当額	<u>△10,976</u>
繰延税金資産合計	<u>3,130</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6
固定資産	<u>△28</u>
繰延税金負債合計	<u>△35</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,094</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

借手側

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主に金型及び測定器等の工具、器具及び備品であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：百万円)

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	393	288	104
ソフトウェア	49	41	7
合計	443	330	112

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年以内 65 百万円

1 年超 57 百万円

合計 123 百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 272 百万円

減価償却費相当額 237 百万円

支払利息相当額 23 百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

⑤ 解約不能のオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年以内 1 百万円

1 年超 2 百万円

合計 3 百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (注)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)日立製作所	被所有 64.01%	役員の兼任	資金の預入	4,269	短期貸付金	5,331
				資金の借入	—	長期借入金	20,000
				支払利息	170	流動負債 「その他」	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

①借入金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

②短期貸付金は、(株)日立製作所のグループプーリング制度によるものであり、日々変動するため、取引金額については前期末残高に対する増減額を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (注)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Clarion Corporation of America	所有 100%	当社製品の販売及び代理店への卸売	自動車機器の販売	31,870	売掛金	6,349
				資金の借入	783	短期借入金	4,109
子会社	クラリオンセールスアンドマーケティング(株)	所有 100%	当社製品の販売及び代理店への卸売	自動車機器の販売	9,808	売掛金	2,267
				資金の借入	83	短期借入金	1,349
子会社	クラリオアジア(株)	所有 100%	当社製品の輸出入代行及びシェアードサービス	資金の借入	128	短期借入金	1,401
子会社	Clarion Europe S. A. S.	所有 100%	当社製品の販売及び代理店への卸売	自動車機器の販売	5,161	売掛金	1,993
子会社	Clarion (H. K.) Industries Co., Ltd.	所有 100%	当社製品・部品の輸出入及び当社製品の製造販売	製品・原材料の購入	29,739	買掛金	1,550
				資金の貸付	861	短期貸付金	2,424
子会社	クラリオンマニュファクチャリングアンドサービス(株)	所有 100%	当社製品部品の加工委託と当社製品の修理等	資金の借入	171	短期借入金	1,400

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

①各種機器・部品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

②各種機器・材料の購入については、価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

③子会社に対する短期貸付金・短期借入金は、日々変動するため、取引金額については前期末残高に対する増減額を記載しております。

なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	日立キャピタル㈱	ファクタリング取引	ファクタリング取引	11,695	買掛金	5,557

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

ファクタリング取引については、当社の営業債務に関し、当社、取引先、日立キャピタル㈱の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものであります。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額……………	58.99円
一株当たり当期純利益……………	25.32円

9. その他の注記

- (1) 当社は連結納税制度を適用しております。
- (2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【追加情報】

(会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24条 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。